

福法第27-53号
令和5年1月20日

社会福祉法人 白鳩会
理事長 栗本 広美 様

大阪府福祉部長 吉田 真



社会福祉施設の指導監査の結果について（通知）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条の規定により、令和4年10月26日に実施した標記については、下記のとおりです。

この通知による指導事項について、必要な改善を実施し、別添「指導監査改善報告書」により令和5年3月20日までに報告してください。

なお、期日までに報告書の提出がない場合あるいは改善内容が不相当と判断される場合は、継続して指導監査を実施しますので、必ず期日までに改善を図るとともに報告書を提出してください。

また、この通知以外で指導監査時に口頭で指導した事項についても早急に改善を図り、より一層適正な施設運営に努めてください。

記

対象施設	指導監査結果
ゆずり葉こども園 (幼保連携型認定こども園)	(指導事項) ・職員処遇関係 ・利用者支援関係 ・施設会計関係